

## 八尾あきんど商品券（八尾市地域商品券） 登録店の手引き

### 商品券の取扱い（注意事項）

商品券の有効期間は、5月28日（木）～8月31日（月）です。

（有効期間をこえた商品券は、使用できません。受け取りは、拒否してください。）

有効期間中は、必ず のぼり、ポスター を 掲示してください。

商品券を持ってこられたら、現金と同等に取り扱い、物品の販売、サービスの提供等を行ってください。

現金との引き換え や つり銭 は ご容赦ください。

使用済商品券 には、必ず 受領店舗名 を 署名 または 押印してください。（ゴム印可）

万一偽造券を発見した場合は、すぐに実行委員会 事務局（TEL：922-6050）まで連絡ください。

登録店が不正な行為を行った場合は、登録店資格を取り消します。

### 換金方法

以下の日時・場所で換金請求を受け付けます。

請求金額は、後日、登録店申請書にご記入いただいた口座へお振込みします。

大阪東信用金庫以外の金融機関口座については、振込手数料（3万円未満：315円、3万円以上：525円）を差し引いた額のお振込みとなりますので、ご了承ください。

換金受付日：別紙「換金受付日 及び振込予定日」にてご確認ください。  
最終日（9月16日（水））を過ぎますと、受け付けできません。

受付時間：午前10時から午後4時まで

場所：八尾市地域商品券発行事業実行委員会事務局  
（八尾市本町2-2-8 八尾商工会議所内）

換金に必要なもの：  
換金証明証  
記入・押印済の換金伝票（または印鑑）  
受領店舗名を署名・押印した「使用済商品券」  
～ の一つでも忘れた場合は、受け付けできません。

お問合せ：八尾市地域商品券発行事業実行委員会 事務局

TEL：072-922-6050 平日 午前10時～午後4時